

J I S案作成事業契約書

一般財団法人日本規格協会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、日本産業規格（以下「J I S」という。）案作成事業（以下「作成事業」という。）に関し、以下のとおり契約する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が認定産業標準作成機関として産業標準化法（以下「法」という。）第14条に基づき主務大臣に申し出る又は法第15条に基づき主務大臣の命令によって提出（以下「主務大臣への申出等」という。）する産業標準の案（以下「J I S案」という。）の対象を明らかにし、甲が乙に作成を委託するJ I S案の基となるJ I S素案（以下「J I S素案」という。）及びJ I S解説案、甲が行うJ I S素案に基づくJ I S案の主務大臣への申出等の取扱い及び主務大臣への申出等後のフォローアップ、並びにJ I S解説案の取扱い等について規定する。

2 甲及び乙は、法の目的が、適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進することによって、鉱工業品等の品質の改善、生産能率の増進、その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することであることを十分に認識し、J I S素案、J I S案及びJ I S解説案の作成、その取扱い及びフォローアップ等が法の目的に合致することを認識する。

（業務）

第2条 甲は、乙に対し、本契約に基づき、前条に規定するJ I S素案及びJ I S解説案の作成を委託し、乙はこれを受託する。

（対象J I S案）

第3条 甲が本契約に基づき認定産業標準作成機関として主務大臣への申出等を行うJ I S案の対象は、別表1による。

なお、甲及び乙は、対象を明確にするため、対象の変更がある都度、別表1を更新するものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、202 年 月 日から20 年 月 日の10年間とする。但し、期間満了の6ヶ月前までに、甲又は乙が書面にて契約終了の意思表示をしないときは同一条件にて10年間自動的に更新し、以後も同様とする。

（作成事業内容及び役割）

第5条 乙は、別途締結する甲乙間の覚書（以下「本件覚書」という）に記載のJ I S案についてそのJ I

S素案及びJ I S解説案の作成を行い、甲に提出する。甲は、乙が提出したJ I S素案について、産業標準作成委員会にて作成・審議を行い、最終的に取りまとめたJ I S案について主務大臣への申出等を行う。また、甲は、主務大臣への申出等を行ったJ I S案について、主務大臣からの指示等に基づきフォローアップを行う。

2 甲は、乙から提出されたJ I S解説案について、提出後の経緯の追加、及び必要に応じて内容の修正・改変を行い、J I Sの公示に際して出版する規格票に添付等する。

3 作成事業の分担については以下のとおりとする。ただし、分担が明らかでないもの、又は分担に疑義が生じた場合には、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

(1) 甲：

- ① J I S案作成計画の作成・承認・公表及び主務大臣への提出並びにこれらの実施管理
- ② 産業標準作成委員会の下部に設置するJ I S素案作成委員会（以下「WG」という。）の管理
- ③ WGのプロセス管理及び運営方法に係る指導
- ④ J I S素案及びJ I S解説案のJ I S Z 8 3 0 1に基づく様式、用字・用語、引用規格等に係る指導
- ⑤ J I S原案作成テンプレート（以下「テンプレート」という。）操作方法の教示
- ⑥ 様式調整による方向性・内容の確認
- ⑦ 産業標準作成委員会によるJ I S案の作成及び審議（議事録の公表等の運営を含む。）
- ⑧ 意見受付公告の実施（実施を受けた意見者への回答を含む。）
- ⑨ 実質的な利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）からの異議申立ての実施（利害関係者への対応を含む。）
- ⑩ 利害関係者の産業標準作成委員会への意見提出及び参加の機会の確保
- ⑪ 主務大臣への申出等（J I S案の最終取りまとめ、申出等書類の整備、電子申請のためのテンプレートの確認等を含む。）
- ⑫ 主務大臣への申出等から公示までの主務大臣との調整及び対応
- ⑬ 法第18条に基づく5年見直し（以下「5年見直し」という。）への対応及びフォローアップ（外部からの質問対応等を含む。）
- ⑭ J I Sの普及（規格票等の出版、説明会の実施、関連図書の作成等）
- ⑮ J I S解説のとりまとめ（乙からの提出後、必要に応じた内容の修正・改変を含む。）及び出版する規格票への添付

(2) 乙：

- ① J I S素案作成計画の立案及びスケジュール管理
- ② 甲が定めるWGに関する手順書（以下「手順書」という。）に基づく運営、並びにJ I S素案及びJ I S解説案に係る技術的内容の審議
- ③ J I S Z 8 3 0 1及びテンプレートに基づくJ I S素案及びJ I S解説案の作成
- ④ J I S素案作成途中で甲が受けたWG委員以外の利害関係者からのWGへの参加要請に対する

調整

- ⑤ J I S素案作成途中に出される甲からの様式調整指示に基づく J I S素案等の提出
- ⑥ J I S素案作成途中で甲が受けた J I S素案に対して利害関係者の意見、異議等に対する甲との調整
- ⑦ 第14条（3）～（9）の書類の作成
- ⑧ 第14条の成果物提出後から申出まで、甲が実施する作業への協力
- ⑨ 甲の指示に基づく5年見直しへの対応及びフォローアップ（外部からの質問対応等を含む。）への協力
- ⑩ 甲の J I Sの普及への協力（説明会の実施、関連図書の作成等）

4 作成事業内容の詳細については、本件覚書に記載する。

なお、甲は、本契約に基づく J I S素案及び J I S解説案の作成を乙に委託する都度、本件覚書を交わすものとする。

（WG運営費）

第6条 甲は、本契約に基づき J I S素案及び J I S解説案の作成を乙に委託する都度、乙の提出した費用見積もりに基づき、WG運営費に係る甲負担部分を決定する。

2 甲は、前項によって決定したWG運営費に係る甲負担部分として、本件覚書に記載のWG運営費を乙に支払う。

なお、支払い時期及び方法は、第17条に規定する。

（原案作成マニュアルなど）

第7条 乙は、作成事業の目的を十分に認識し、経済産業省イノベーション・環境局産業標準調査室で策定した J I S等原案作成マニュアル（以下「原案作成マニュアル」という。）に従い、公正性、透明性、客観性を担保できる運営方法で J I S素案の作成を行うとともに、「 J I S原案作成のための手引」に従い、 J I S解説案の作成を行うものとする。

2 乙は、WGの委員構成、成果物の技術的内容及び様式、諸手続等については、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、WG及び必要に応じて関係当事者に、手順書を事前に配布するものとする。

4 甲は、本契約に定める以外に、 J I S素案及び J I S解説案の作成に必要な様式・手続等の追加、又は詳細が判明した場合には乙に当該情報を伝え、乙は甲の指示に従うものとする。

（WGの構成）

第8条 乙は、WGの設置に当たって利害関係者の各分野の意向を公正に取り入れるため、原則として、「原案作成マニュアル」の「2. 検討体制を整備するに当たって」に関する規定に適合し、構成しなければならない。

2 WGには、WGのプロセス管理を担う甲が指定する職員を含めるものとする。

(利害関係者のWGへの参加の機会の付与)

- 第9条 J I S素案作成途中で甲が利害関係者からJ I S素案作成に対して参加要請を受けたとき、甲は乙にこれを通知し、乙は参加を希望する委員以外の利害関係者をWGに参加させるものとする(意見陳述人、オブザーバとしての参加も含む。)
- 2 委員以外の利害関係者が参加する場合、乙は、原則として、何らかの組織への所属、技術的な資格又は特別な金銭的負担は求めないものとする。
 - 3 J I S素案作成途中で甲が利害関係者からJ I S素案に対して意見等を受けたときは、甲は乙にこれを通知し、乙は、当該意見等について調査・審議し、調整に努めるものとする。
 - 4 前項の調整が不調に終わった場合で、かつJ I S素案を作成する又は甲に提出することが適当とWGで決定したときには、甲は当該意見陳述人に対して、異議申立てができる旨を通知するものとする。

(異議申立ての受付)

- 第10条 甲は、J I S案作成計画の公表から主務大臣への申出等までの間に、当該J I S案に係る利害関係者からの異議申立ての受付を実施するものとする。ただし、意見受付公告終了後から主務大臣への申出等までの間は、原則として、J I S案に係る特許権等に関する事項の異議申立てに限定する。
- 2 前項の実施は、甲のホームページにJ I S案作成の計画、異議申立ての方法等を公表することによって行うものとする。
 - 3 異議申立てがあった場合、甲は、当該異議申立てについて調査・審議し、異議等申立て人との合意の形成に努めるものとする。
 - 4 甲は、必要であると認めたときには、前項の合意形成に協力するよう乙に要請するものとし、乙はこれに応じるものとする。

(J I S素案及びJ I S解説案の作成)

- 第11条 乙は、「原案作成マニュアル」の「4.(1)技術的内容について」に留意し、J I S素案の作成を行うものとする。
- 2 乙は、「J I S原案作成のための手引」に従い、J I S素案の本体及び附属書に規定・記載した事柄、並びにこれらに関連した事柄を説明するものとして、J I S解説案の作成を行い、同解説案には、できる限り規格値の根拠、国内法規、海外規格などとの比較を記載することとし、改正点が多い場合も改正した項目ごとに、旧規格との対比表を付けるものとする。

(J I S素案及びJ I S解説案に関連する知的財産権)

- 第12条 乙は、第15条に規定する成果物の提出期限までに、次の各号を完了しておかなければならない。
- (1) J I S素案作成時に当該J I Sを実施する上で抵触する可能性がある特許権等について可能な限り調査する。この調査は、日本産業標準調査会(以下「J I S C」という。)が策定した「特許権等を含むJ I Sの制定等に関する手続きについて」に基づき実施するものとする。

当該調査の結果、当該 J I S 素案に関連する特許権等の対象となる技術が含まれると認めるときは、それら全ての特許権者等との合意を取り付け、「原案作成マニュアル」の「4.

(2) 知的財産権について」に定める声明書等を入手しておく。

- (2) J I S 素案及び J I S 解説案が国際規格 (I S O、 I E C 等が制定した国際規格を除く。)、海外の国家規格及び団体規格、その他、他者の著作物を基礎とする場合、当該著作物に関する著作権者との調整を完了しておく。

(J I S 素案等の様式調整)

第13条 乙は、甲の指示に基づき、作成途中の J I S 素案等を、予め甲乙が協議して定める期日までに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、提出された J I S 素案等について様式調整を行い、WG で検討すべき事項について指示を行う。
- 3 乙は、前項の検討事項について、WG で検討した上で、J I S 素案等を取りまとめる。

(成果物)

第14条 乙は、作成事業の成果物 (以下「成果物」という。) として、次の (1) ~ (9) を甲に提出するものとする。

- (1) J I S 素案
- (2) J I S 解説案
- (3) J I S 素案作成経過報告書 (制定・改正)
- (4) J I S 素案作成経過報告書 (廃止) ※¹
- (5) J I S 制定・改正等に関する特許権等の扱いに係る声明書※²
- (6) 日本産業規格の制定 / 改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書
- (7) WG に関する個人情報の保護について (報告)
- (8) J I S 解説案における WG に関する個人情報の保護について (報告)
- (9) (1) ~ (8) の電子データを甲の指定する電子フォーマットにて、電子メールで提出する。

※¹ 制定・改正に伴う規格の廃止がない場合は提出不要

※² 特許権等を包含しない場合は提出不要

(成果物の提出)

第15条 成果物の提出期限は、本件覚書による。

- 2 乙は、前項に定める提出期限までに成果物の提出ができないと予想される場合には、提出期限以前かつ判明した段階で、その理由を記載した素案作成報告延期届 1 部を甲に提出する。ただし、延期の期間は原則 1 ヶ月を限度とする。なお、乙は、関連する日本産業規格又は国際規格の制定・改正等の理由により、成果物の納入が 1 ヶ月を超えて延期する必要性が生じた場合には、甲に速やかに報告するとともに、甲乙協議して、成果物の提出期限を変更することができるものとする。

3 成果物の提出は、甲が成果物の内容の確認の終了をもって完了とする。

なお、成果物に瑕疵が認められた場合は、乙がその修正等の責を負うものとする。

4 乙は、前項の甲の成果物受領後、申出又は提出するまでの甲の作業において、必要に応じて成果物の修正について甲に協力するものとする。

(成果物の様式等)

第16条 第14条(1)及び(2)の成果物の様式は、JIS Z 8301に基づくものとする。

2 前項の成果物は、所定のテンプレートを使用して作成することとする。

3 甲は、JIS素案又はJIS解説案の作成に必要な様式等が変更・追加になった場合には、前2項の規定を変更・追加するものとする。

(WG運営費の甲負担部分の請求及び支払い)

第17条 乙は、第15条に定める成果物の受渡し完了後に、甲が規定する様式に従い、第6条に規定するWG運営費の甲負担部分に関する請求書を甲に提出するものとする。ただし、第6条に規定する運営費が発生しない場合は、この限りではない。

2 甲は、乙に対し、前項規定の費用を甲の当該請求書受領月の翌月末迄に乙指定の銀行口座に送金して支払うものとする。

3 甲は、第24条に基づき、乙を代表団体として第三者と作成事業を行った場合においても、乙に第6条に規定した費用を支払うものとする。

なお、その内部配分は乙が責任をもって行うものとし、甲はこれに一切関与しないものとする。

(成果物の所有権)

第18条 成果物の所有権は、第17条2項が完了した時点で、乙から甲へ移転する。ただし、第6条に規定する運営費が発生しない場合は、第15条3項が完了した時点で、乙から甲へ移転する。

2 前項の所有権移転前に生じた成果物の滅失・消去等については、甲に責めがある場合を除いて乙の負担とし、所有権移転後に生じた成果物の滅失・消去等については、乙に責めがある場合を除いて甲の負担とする。

(著作権)

第19条 成果物の著作権は、第17条2項が終了した時点で、甲乙共有(持分割合50:50)とする。ただし、第6条に規定する運営費が発生しない場合は、第15条3項が完了した時点で、甲乙共有(持分割合50:50)とする。

なお、第24条に基づき、乙を代表団体として第三者と作成事業を行った場合には、乙の持分割合50の中で乙と共同団体との間の持分割合を処理し、甲の持分割合50は変更しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果物のうちのJIS素案がJISとして制定又は改正されない場合は、JISとして制定又は改正されないことが判明した時点で、成果物の全ての著作権は甲に帰属するも

のとする。

- 3 乙は、本条第1項の規定にかかわらず、甲の事前の書面による承諾がある場合、自己の著作権を譲渡して成果物の著作権を全て甲に帰属させることができる。
- 4 乙は、本条第2項及び前項の場合には、甲又はその他の第三者に対して自己の著作者人格権を行使しないものとする。
- 5 成果物の公表名義は、乙の著作権の譲渡及び著作者人格権の不行使にかかわらず、甲及び乙の名義（第24条に基づき、乙を代表団体として第三者と共同でJ I S案作成事業を行った場合には、当該第三者の名義も表示する。）とする。
- 6 乙は、成果物の著作権が甲乙共有である場合には、当該成果物の著作権行使について、本契約のほか、別途甲乙間のJ I S規格等著作物利用基本契約書に従うものとする。

（内容の保証）

- 第20条 乙は、甲に対し、J I S素案及びJ I S解説案が著作権を含む知的財産権、名誉その他、第三者の権利を侵害していないことを保証しなければならない。
- 2 乙は、前項にかかわらず、J I S素案及びJ I S解説案が著作権を含む知的財産権、名誉その他、第三者の権利を侵害したとして紛争が生じた場合には、自己の費用と責任でその紛争を解決し、甲に何ら損害を与えないものとする。
 - 3 甲及び乙は、前項の紛争が生じた場合には、相手方に対し速やかにこれを通知し、紛争解決に協力するものとする。

（意見受付公告の実施）

- 第21条 甲は、第15条に規定する成果物の受領後、J I S案に係る利害関係者からの意見を受け付けるために意見受付公告を実施するものとする。
- 2 意見受付公告は、原則60日間とし、甲のホームページ上にJ I S案及びその概要を公表することによって行う。
 - 3 意見の提出があった場合、甲は、乙と協議し、必要に応じて産業標準作成委員会において当該意見に係るJ I S案の取り扱い（J I S案の修正を含む。）について審議・議決するものとする。
 - 4 甲又は産業標準作成委員会は、必要があると認めたときには、提出された意見をWGで調査・検討するよう乙に要請するものとし、乙はこれに応じるものとする。
 - 5 甲は、意見提出者に対して、その対応について回答を行うものとする。

（産業標準作成委員会における作成・審議及び主務大臣への申出・提出）

- 第22条 甲は、J I S案を産業標準作成委員会で作成・審議し、J I S案をとりまとめ、関係書類とともに主務大臣への申出等を行う。
- 2 甲は、前項の主務大臣への申出等において、J I S Cが別に定める著作権に係る取扱方針に従うものとする。

- 3 乙は、産業標準作成委員会における J I S 案の説明及び産業標準作成委員会審議結果への対応を行うものとする。
- 4 乙は、J I S 素案提出後、J I S が制定又は改正公示されるまでの間（産業標準作成委員会での作成及び審議を含む。）に甲が J I S 素案の技術上、編集上及び形式上の修正・改変を行うことがあることを了承し、修正・改変に関して著作権及び著作者人格権を行使しないことに同意する。
- 5 乙は、J I S 素案提出後、J I S が制定又は改正公示されるまでの間（産業標準作成委員会で作成及び審議を含む。）に甲が J I S 解説案について、経過の追加並びに技術上、編集上及び形式上の修正・改変を行うことがあることを了承し、修正・改変に関して著作権及び著作者人格権を行使しないことに同意する。
- 6 甲は、産業標準作成委員会の終了後、遅滞なく、その資料及び議事録を公表する。

（J I S となった際の著作者人格権の取扱い）

第23条 乙は、J I S 素案が J I S として制定された場合（改正の場合を含む。）には、法第16条又は第18条に基づき、当該 J I S の改正、確認、廃止があることを了承し、改正の際は当該改正に必要な範囲で著作権及び著作者人格権を行使しないことに同意するものとする。

（委託の禁止）

第24条 乙は、作成事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合には、乙を代表団体として第三者と共同で作成事業を行うことができる。

（共同団体の届出）

第25条 乙は、前条第2項に基づき、乙を代表団体として第三者と作成事業を行う場合には、別途甲の定める様式によって共同団体を甲に届け出なければならない。

- 2 乙は、当該作成事業の全ての権限を乙に対して委任するよう当該共同団体に誓約させなければならない。
- 3 乙と共同団体との間の内部の取り決めについては、甲はこれに関与しない。

（申出又は提出後のフォローアップ等、説明会・書籍等への展開の体制整備等）

第26条 甲は、主務大臣への申出等をした後の J I S 案、J I S 解説案、J I S、J I S 解説等に対する質問等のフォローアップ及び5年見直しへの対応を行う。

- 2 乙は、前項の甲の対応に協力するものとし、そのための体制を維持整備する。

（契約の解除）

第27条 甲又は乙は、いずれか一方が次の各号のいずれかに該当する場合は、通知催告することなく本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約規定に違反し、相手方がこれの是正を書面にて求めた後、30日を経過しても是正されない場合
 - (2) 支払停止又は支払不能状態に陥った場合
 - (3) 解散又は倒産した場合
 - (4) WG運営費として見積書と異なる不適切な使途が認められた場合、及び他の補助金、調査研究費等との併用が認められた場合
- 2 本契約解除後も、既に発生した権利義務はその効力が存続する。
- 3 本契約解除後も、損害賠償請求権は存続し、その行使を妨げない。

(契約終了後の措置)

第28条 解除あるいは期間満了により本契約が終了後も、契約終了前に発生した本契約対象のJIS素案、JIS解説案、JIS及びJIS解説に関しては本契約は独立して適用され継続して効力を有するものとする。但し、前条の解除原因が甲に有する場合はこの限りではない。

(秘密保持)

第29条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方等の秘密情報（個人情報を含む。）を秘密として保持し、契約終了後であっても、これを本契約目的以外の目的に自己利用、又は第三者に開示漏洩してはならない。また、甲及び乙はWG及び産業標準作成委員会の運営に係る全ての者（委員を含む）に秘密保持について周知しなければならない。ただし、以下の場合はこの限りでない。

- (1) 相手方から提供を受ける前に既に保有していた情報
- (2) 相手方から提供を受ける前に既に公知であった情報
- (3) 第三者から正当に入手した情報
- (4) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に開発・取得した情報
- (5) 秘密保持義務違反することなく、既に公知となった情報
- (6) 書面又は口頭（WG又は産業標準作成委員会の議事録に承諾されている旨の記録があるものに限る。）により相手方から事前の承諾を得た情報

(秘密保持の有効期間)

第30条 前条の規定は、本契約満了後から10年間有効に存続するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第31条 甲及び乙は、第24条に定める場合以外にも本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(乙の解散等の特例)

第32条 乙が清算その他法的に解散した場合には、甲の選択によって乙の有するJIS素案、JIS解説案及びJIS及びJIS解説に関する著作権を甲に無償譲渡するものとする。ただし、第24条に基づ

き、乙を代表団体として第三者と共同作成事業を行い、当該共同団体が乙と著作権を共有する場合には、当該共同団体が乙の著作権の譲渡の権利を有するものとする。

2 J I S案、J I S解説及びJ I Sに関する移管先を甲乙共同で探すものとする。

3 乙が他の団体と合併した場合には、合併後の団体が本契約及び個別契約に基づく乙の権利義務を引き継ぐものとする。

(修正・変更)

第33条 本契約の修正・変更は、甲乙間の責任者の記名押印された文書による合意がない限り効力は生じない。

(協議)

第34条 本契約に定めのない事項が生じた場合、又は本契約に関し疑義等が生じた場合には、双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとする。

(管轄裁判所)

第35条 甲及び乙は、本契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とすることに合意する。

【書面での契約の場合】

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

【電子での契約の場合】

甲と乙は、本契約の成立の証として、本電子契約ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

202 年 月 日

甲 東京都港区三田三丁目 11 番 28 号
一般財団法人日本規格協会
理事長 朝日 弘

乙

別表1 対象JIS案一覧表

JIS番号 (制定の場合は仮番号)	規格名称